

令和元年8月27日

保護者のみなさまへ

徳島市保健福祉部子ども施設課

保育料の変更について（お知らせ）

平素は本市保育行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育料は保護者の方の市町村民税額から算定しており、例年4月分～8月分は前年度の課税額を基礎とし、9月分からは今年度の課税額を基礎に切り替えることとしております。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されることにより、今年度については、4月分～9月分保育料は前年度課税額を基礎とし、10月分から今年度課税額を基礎に切り替えることとさせていただきます。

10月分からの保育料の変更がある場合には、9月末頃に利用中の施設経由で保育料変更決定通知書を送付します。（保育料変更がない場合、通知はありません。）

以上

子ども施設課入所係

☎621-5193